

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

令和6年9月17日

東和銀行（頭取 江原洋）は、政府・産業界・金融界が一丸となって取組んでいる「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の対応を実施いたします。

記

1. 当座預金の新規口座開設の停止

新規口座開設停止日: 令和6年10月1日(火)

※すでにお口座をお持ちのお客さまにつきましては、引続きご利用いただけます。

2. 令和9年4月以降を期日とする期日管理が必要な手形等※の代金取立の受付停止

受付停止日: 令和6年10月1日(火)

該当の手形等をお持ちのお客さまは令和6年9月30日（月）までにお取引店へお持込みください。

令和6年10月1日（火）以降に令和9年4月以降を期日とする手形等を受入れた場合は、支払提示期間中にお取引店にお持込みください。

※令和9年4月以降を振出日とする先日付小切手を含みます。

3. 当座預金の払戻請求書によるお引出しの開始

開始予定日: 令和7年4月1日(火)

当座預金の払戻請求書によるお引き出しを開始します。ただし、お引き出しのお取扱いは口座開設店に限ります。

<本対応の背景について>

令和3年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」とされており、全国銀行協会は「令和8年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目標として掲げています。

本対応は、こうした背景を踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として実施するものです。

<東和銀行が提供するサービスについて>

東和銀行では、手形・小切手に代わる決済方法として、インターネットバンキングによる振込や電子記録債権（でんさい）のご利用を案内しております。

手形・小切手を電子化することで、紛失・盗難リスクの低減、押印・発送・保管等の事務負担の軽減、印紙代、用紙代等のコスト削減など、様々なメリットがございます。

この機会に是非ご利用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

ふれあいバンク



以上